

第87回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 平成28年6月24日（金曜日）
午前10時

開催場所 東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
日本橋室町野村ビル（YUITO）
「野村コンファレンスプラザ日本橋」
6階大ホール

**議決権
行使期限** 平成28年6月23日（木曜日）
午後5時45分まで

目次

■第87回定時株主総会招集ご通知	1
■議決権行使についてのご案内	3
■株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の配当の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役（監査等委員である 取締役を除く。）4名選任 の件	
第4号議案 監査等委員である取締役4 名選任の件	
第5号議案 取締役（監査等委員である 取締役を除く。）の報酬額 決定の件	
第6号議案 監査等委員である取締役の 報酬額決定の件	
第7号議案 取締役（監査等委員である 取締役を除く。）および監 査等委員である取締役に對 する株式報酬等の額および 内容決定の件	
（添付書類）	
■事業報告	28
■連結計算書類	52
■計算書類	56
■監査報告書	59

リケンテクノス株式会社

証券コード：4220

(証券コード 4220)

平成28年6月6日

株 主 各 位

東京都千代田区神田淡路町二丁目101番地

リケンテクノス株式会社

代 表 取 締 役 常 盤 和 明
社 長 執 行 役 員

第87回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第87回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類（5～27頁）をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」（3～4頁）に従いまして、**平成28年6月23日（木曜日）午後5時45分までに**議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 平成28年6月24日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
日本橋室町野村ビル（Y U I T O）
「野村コンファレンスプラザ日本橋」6階大ホール |

3. 目的事項 報告事項

1. 第87期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第87期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役に対する株式報酬等の額および内容決定の件

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、議事資料として、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当社は、節電につながる取り組みとして、当日は総会会場の空調温度を通常より高めに設定させていただきますのでご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましては、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会終了後、株主懇親会の開催を予定しておりますので、併せてご出席くださいますようお願い申し上げます。

インターネットによる開示について

- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次に掲げる事項につきましては、法令および定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

①連結計算書類の連結注記表 ②計算書類の個別注記表

なお、当社ウェブサイトに掲載の上記事項は、報告事項に関する添付書類とともに、会計監査人および監査役の監査対象となっております。

- 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト

<http://www.rikentechnos.co.jp/>

▶ 議決権行使についてのご案内

議決権の行使には、以下の3つの方法がございます。

後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

1. 株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

日 時 平成28年6月24日（金曜日）午前10時

場 所 東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
日本橋室町野村ビル（YUITO）
「野村コンファレンスプラザ日本橋」6階大ホール



2. 書面（郵送）により議決権をご行使される場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。郵送の際は、同封の記載面保護シールをご利用ください。

行使期限 平成28年6月23日（木曜日）午後5時45分到着分まで



3. インターネットにより議決権をご行使される場合

当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（<http://www.it-soukai.com/>）にアクセスのうえ、行使期限までに賛否をご入力いただき、ご送信ください。

行使期限 平成28年6月23日（木曜日）午後5時45分まで



1. インターネットによる議決権行使方法について

インターネットによる議決権行使は、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」(<http://www.it-soukai.com/>)をご利用ください。同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従ってご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<http://www.it-soukai.com/>

(ご注意)

- ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

2. 複数回にわたり議決権を行使された場合の取り扱い

- (1) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにて複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- (2) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

3. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行 証券代行部（以下）までお問い合わせください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先

フリーダイヤル **0120-768-524** (平日 9:00~21:00)

- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先

フリーダイヤル **0120-288-324** (平日 9:00~17:00)

以上

【議決権行使プラットフォームのご利用について】

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

第1号議案

剰余金の配当の件

当社は、中長期的な企業価値の向上を通して株主還元を図ることを経営上の重要課題の一つと位置付けており、配当につきましては、連結配当性向30%程度を一つの目途とした上で、今後の事業投資と自己資本の充実等も勘案し、安定的な配当を行うことを基本方針としております。

上記の方針に基づき、当期の期末配当につきましては、1株につき普通配当5円とさせていただきます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1株につき金5円 総額 301,316,825円

なお、中間配当金を含めました当期の年間配当金は、普通株式1株につき金10円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成28年6月27日

1. 提案の理由

- (1) 取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図ることにより、企業価値の向上を実現することを目的として、平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)によって新たに創設された監査等委員会設置会社に移行するため、所要の変更を行うものであります。
- (2) 当社は、経営の監督と執行の分離による責任の所在の明確化および意思決定の迅速化を目的として、平成28年4月1日より執行役員制度を導入しております。これに伴い、最適かつ機動的な経営体制の構築を可能とするため、取締役だけでなく、取締役以外の執行役員からも社長を選定できるように所要の変更を行うとともに、執行役員の選任方法および役割等を明確にするため、執行役員に関する規定を新設するものであります。また、併せて、権限分配を図るべく、取締役会の招集権者と議長に関する定めを変更するものであります。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により責任限定契約を締結することができる取締役の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、必要に応じて責任限定契約を締結することにより、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、所要の変更を行うものであります。なお、当該変更につきましても、各監査役の同意を得ております。
- (4) その他、上記の変更に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案による定款変更の効力は、本総会終結の時をもって生ずるものといたします。

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 第1条～第4条 <条文省略>	第1章 総 則 第1条～第4条 <現行どおり>

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式 第5条～第9条 <条文省略> (株式取扱規則) 第10条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱<u>規則</u>による。 第3章 株 主 総 会 第11条 <条文省略> (招集権者および議長) 第12条 <条文省略> 2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。 第13条～第16条 <条文省略> 第4章 取締役および取締役会 (員数) 第17条 当会社の取締役は、<u>12</u>名以内とする。 <新設>	第2章 株 式 第5条～第9条 <現行どおり> (株式取扱規則) 第10条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱<u>規程</u>による。 第3章 株 主 総 会 第11条 <現行どおり> (招集権者および議長) 第12条 <現行どおり> 2. <u>取締役社長を置かないときまたは取締役社長に事故があるときは</u>、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。 第13条～第16条 <現行どおり> 第4章 取締役および取締役会 (員数) 第17条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、<u>7</u>名以内とする。 2. <u>当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(選任方法) 第18条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2. <条文省略> 3. <条文省略> (任期) 第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 <新設> <新設> 第20条 <条文省略> (代表取締役および役付取締役) 第21条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。	(選任方法) 第18条 取締役は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u> 2. <現行どおり> 3. <現行どおり> (任期) 第19条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。</u> 第20条 <現行どおり> (代表取締役および役付取締役等) 第21条 代表取締役は、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、取締役会の決議によって選定する。

現 行 定 款	変 更 案
2. 取締役会の決議によって、<u>取締役会長、取締役社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名</u>を選定することができる。 ＜新設＞ (取締役会の招集権者および議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。 2. <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 ＜新設＞ (取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. <u>取締役および監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。	2. 取締役会の決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役会長、その他取締役会が必要と認める役付取締役</u>を選定することができる。 3. 取締役会の決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）または執行役員から社長</u>を選定する。 (取締役会の招集権者および議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長</u>がこれを招集し、議長となる。 2. <u>取締役会長</u>を置かないときまたは<u>取締役会長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 3. <u>前2項にかかわらず、監査等委員会を選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u> (取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の決議方法等) 第24条 <条文省略> 2. 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u> <新設> (取締役会の議事録) 第25条 <条文省略> 2. 前条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。 (取締役会規則) 第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める<u>取締役会規則</u>による。	(取締役会の決議方法等) 第24条 <現行どおり> 2. 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 (重要な業務執行の決定の委任) 第25条 <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u> (取締役会の議事録) 第26条 <現行どおり> 2. <u>第24条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</u> (取締役会規程) 第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める<u>取締役会規程</u>による。

現 行 定 款	変 更 案
(相談役および顧問) 第27条 <条文省略> <新設> (報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。 (社外取締役の責任限定契約) 第29条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	(相談役および顧問) 第28条 <現行どおり> (<u>執行役員</u>) 第29条 <u>取締役会の決議により、執行役員を選任し、会社の業務を分担して執行させることができる。</u> 2. <u>取締役会の決議により、執行役員の中から、社長のほか、専務、常務、その他の役付執行役員を定めることができる。</u> (報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u> (取締役の責任限定契約) 第31条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（会社法第2条第15号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<u>第5章 監査役および監査役会</u> <u>(監査役および監査役会の設置)</u> <u>第30条 当社は、監査役および監査役会を置く。</u> <u>(員数)</u> <u>第31条 当社の監査役は、5名以内とする。</u> <u>(選任方法)</u> <u>第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> <u>(任期)</u> <u>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> <u>(常勤の監査役)</u> <u>第34条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u>	<削除> <削除> <削除> <削除> <削除> <削除>

現 行 定 款	変 更 案
(監査役会の招集通知) 第35条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手續を経ないで監査役会を開催することができる。</u> (監査役会の決議方法) 第36条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u> (監査役会の議事録) 第37条 <u>監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u> (監査役会規則) 第38条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u> (報酬等) 第39条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	<削除> <削除> <削除> <削除> <削除> <削除>

現 行 定 款	変 更 案
(社外監査役の責任限定契約) 第40条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。 <新設> <新設> <新設> <新設>	<削除> 第5章 監査等委員会 (監査等委員会の設置) 第32条 当社は、監査等委員会を置く。 (常勤の監査等委員) 第33条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。 (監査等委員会の招集通知) 第34条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

現 行 定 款	変 更 案
<新設>	(監査等委員会の決議方法) 第35条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
<新設>	(監査等委員会の議事録) 第36条 監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。
<新設>	(監査等委員会規程) 第37条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
第41条～第43条 <条文省略> (報酬等)	第38条～第40条 <現行どおり> (報酬等)
第44条 会計監査人の報酬等は、 <u>代表取締役が監査役会の同意</u> を得て定める。	第41条 会計監査人の報酬等は、 <u>取締役会が監査等委員会の同意</u> を得て定める。
第7章 計 算	第7章 計 算
第45条～第48条 <条文省略>	第42条～第45条 <現行どおり>

現 行 定 款	変 更 案
<新設>	附 則 (社外監査役の責任免除に関する経過措置) 第87回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第40条の定めるところによる。

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社は、第2号議案の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。また、現任取締役全員（9名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案の効力の発生を条件として、発生するものいたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号



し みず ひろし
清水 浩

昭和22年12月9日生

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和45年3月	当社入社	平成17年6月	当社取締役リケンタイラ
平成7年7月	リムテックコーポレーシ		ンドカンパニーリミテッ
	ョン取締役副社長		ド取締役社長
平成12年6月	当社経営企画室長	平成19年6月	当社代表取締役常務
平成15年6月	リケンタイランドカンパ	平成20年6月	当社代表取締役専務
	ニーリミテッド取締役社	平成21年4月	当社代表取締役社長
	長	平成28年4月	当社代表取締役会長
			現在に至る

所有する当社の株式の数

83,000株

再任

〈重要な兼職の状況〉 該当なし

取締役候補者とした理由

平成21年4月に当社代表取締役社長に就任して以来、当社グループの経営を牽引し、経営者として豊富な経験と実績を有しております。また、平成28年4月の代表取締役会長就任以降は、経営の監督と執行を分離したコーポレート・ガバナンス体制の構築を進めており、引き続き当社グループの経営に対する監督に貢献することが期待されることから、取締役候補者いたしました。

候補者番号

とき わ かず あき
常盤 和明

昭和35年10月8日生

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和58年3月 当社入社
平成14年4月 リムテックコーポレーション営業部長
平成19年1月 リケンエラストマーズコーポレーション取締役社長

平成23年10月 当社コンパウンド事業部副事業部長兼コンパウンド営業部長
平成25年4月 当社経営企画室副室長
平成25年6月 当社取締役経営企画室長
平成28年4月 当社代表取締役 社長執行役員
現在に至る

所有する当社の株式の数
17,500株

再任

〈重要な兼職の状況〉 該当なし

取締役候補者とした理由

経営企画部門において、当社グループの経営戦略や経営計画の実現に向けた様々な施策を実施し、また、海外グループ会社の経営者としての豊富な経験と実績も有しております。平成28年4月より代表取締役 社長執行役員として、当社グループの経営を牽引しており、引き続きグローバルなグループ経営に貢献することが期待されることから、取締役候補者といたしました。

候補者番号

すみ よし まさ みつ
住吉 正充

昭和31年6月9日生

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和55年3月 当社入社
平成18年9月 当社コンパウンド営業部長
平成20年4月 当社資材部長
平成24年4月 当社購買本部長
平成24年6月 当社取締役購買本部長

平成26年4月 当社常務取締役営業本部長
平成26年6月 当社代表取締役常務営業本部長
平成28年4月 当社代表取締役 専務執行役員営業本部長
現在に至る

所有する当社の株式の数
22,200株

再任

〈重要な兼職の状況〉 該当なし

取締役候補者とした理由

当社の営業部門および購買部門における豊富な業務経験と経営経験を有しており、また、平成26年6月以降、当社の代表取締役として、グローバル販売体制の推進などグローバル競争力の強化に貢献し、当社のグループ経営の中核を担っております。引き続き当社のグループ経営に貢献することが期待されることから、取締役候補者となりました。

招集通知

1

株主総会参考書類
5

事業報告

28

連結計算書類

52

計算書類

56

監査報告書

59

候補者番号



いり え じゅん じ
入江 淳二

昭和33年7月27日生

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

所有する当社の株式の数

23,300株

昭和56年4月 株式会社富士銀行（現
株式会社みずほ銀行）入
行
平成21年4月 株式会社みずほ銀行執行
役員小舟町支店長
平成23年5月 当社入社
平成23年6月 当社法務・コンプライア
ンス室長

平成24年6月 当社取締役法務・コンプ
ライアンス室長
平成25年4月 当社取締役管理本部長兼
総務部長
平成28年4月 当社取締役 常務執行役
員管理本部長兼経営企画
本部長
現在に至る

再任

〈重要な兼職の状況〉 該当なし

取締役候補者とした理由

大手都市銀行における豊富な業務経験と役員経験から培われてきた経営に対する幅広い見識を有しております。また、当社の管理部門や法務部門において、業務改革やコーポレート・ガバナンス体制の見直しを推進し、今後も取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献することが期待されることから、取締役候補者いたしました。

（注）各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第4号議案

監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第2号議案の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案の効力の発生を条件として、発生するものいたします。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

おお こ うち よし たか

大河内 義孝

昭和28年5月24日生

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和51年3月	当社入社	平成22年6月	当社取締役製造本部長兼生産革新部長
平成12年6月	当社材料開発研究所副所長	平成25年1月	当社取締役製造本部長兼埼玉工場長兼生産革新部長
平成15年4月	当社材料開発研究所長	平成25年4月	当社取締役リケンタイランドカンパニーリミテッド取締役社長
平成17年6月	当社三重工場長	平成28年4月	当社取締役上席執行役員特命担当
平成19年6月	リケンタイランドカンパニーリミテッド取締役社長		現在に至る
平成22年4月	当社製造本部長兼生産革新部長		

所有する当社の株式の数
44,000株

新任

〈重要な兼職の状況〉 該当なし

監査等委員である取締役候補者とした理由

当社の研究開発部門および製造部門における長年の業務経験を有しており、また、当社および海外グループ会社における豊富な経営経験により、経営全般に関する幅広い見識を有しております。これらの知識と経験を活かすことにより、当社グループの経営に対する監査・監督に貢献することが期待されることから、監査等委員である取締役候補者といたしました。

候補者番号

ね もと ひろし
根本 博

昭和27年4月22日生

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和51年4月	安田火災海上保険株式会社（現 損害保険ジャパン日本興亜株式会社）入社	平成21年6月	損保ジャパンDＣ証券株式会社（現 損保ジャパン日本興亜DＣ証券株式会社）代表取締役社長
平成19年4月	株式会社損害保険ジャパン（現 損害保険ジャパン日本興亜株式会社）執行役員金融法人部長	平成24年4月	同社代表取締役会長
		平成24年6月	当社社外監査役
		平成26年6月	当社社外取締役 現在に至る

所有する当社の株式の数
9,100株

新任

社外

独立

〈重要な兼職の状況〉 株式会社カイトー理事
首都高速道路株式会社社外監査役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

損害保険会社の勤務経験を通じ、様々な業態、業種の企業との係わりによって得られた経営に対する高い見識を有しており、また、平成26年6月に当社の社外取締役に就任して以来、経営に対し多岐にわたる客観的な監督と助言を行っております。今後、社外取締役として、当社グループの経営に対する監査・監督に貢献することが期待されることから、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。

候補者番号

はや かわ たか ゆき
早川 貴之

昭和29年2月16日生

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和47年4月	株式会社太陽銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行	平成21年5月	銀泉株式会社専務執行役員
平成18年4月	株式会社三井住友銀行執行役員東日本第3法人営業本部長	平成22年6月	株式会社陽栄ホールディング代表取締役社長兼株式会社陽栄代表取締役社長
平成20年4月	同行執行役員東京東法人営業本部長	平成25年6月	当社社外監査役 現在に至る

所有する当社の株式の数
2,900株

新任

社外

独立

〈重要な兼職の状況〉 株式会社陽栄ホールディング代表取締役社長
株式会社陽栄代表取締役社長

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

大手都市銀行における長年の勤務経験を通じ、財務・会計に関する高度な知識と企業経営に関する幅広い知識を有しており、また各社の役員経験で培われた経営に対する高い見識を有しております。平成25年6月に当社の社外監査役に就任して以来、当社の経営に対し多岐にわたる客観的な監査と助言を行っており、今後、社外取締役として、当社グループの経営に対する監査・監督に貢献することが期待されることから、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

所有する当社の株式の数

1,300株

昭和51年4月	株式会社埼玉銀行（現株式会社埼玉りそな銀行）入行	平成20年6月	同行代表取締役副社長兼執行役員人材サービス部担当兼コーポレートガバナンス事務局担当
平成17年6月	株式会社りそな銀行常務執行役員総合資金部担当	平成24年4月	りそな総合研究所株式会社代表取締役社長
平成18年6月	同行取締役兼専務執行役員総合資金部担当兼コーポレートガバナンス室担当	平成26年4月	同社顧問
		平成26年6月	当社社外監査役 現在に至る

新任

社外

独立

〈重要な兼職の状況〉 トーヨーカネツ株式会社社外取締役
株式会社エフテック社外監査役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

大手都市銀行においてリスク統括やコーポレートガバナンス担当として長年の経験を有しており、また各会社の役員経験で培われた経営に対する高い見識を有しております。平成26年6月に当社の社外監査役に就任して以来、当社の経営に対し多岐にわたる客観的な監査と助言を行っており、今後社外取締役として、当社グループの経営に対する監査・監督に貢献することが期待されることから、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。
- (1) 根本博氏、早川貴之氏および中村重治氏は、社外取締役候補者であります。
 - (2) 根本博氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会の終結の時をもって2年であります。また、同氏は、社外取締役就任前に当社の社外監査役であり、その在任期間は2年であります。
 - (3) 早川貴之氏および中村重治氏は、現在当社の社外監査役であり、その在任期間は本総会の終結の時をもって、早川貴之氏が3年、中村重治氏が2年であります。
 - (4) 中村重治氏は、過去5年間に於いて、当社の特定関係事業者である株式会社りそな銀行の業務執行者となることがありますが、既に同行を退職して4年経過しており、同行の意思に影響される立場にはありません。また、当社は複数の金融機関と取引をしており、同行との取引も他の取引先金融機関と比べて突出したものではありませんので、当社は、同氏が独立性を有すると判断しております。
 - (5) 当社は、根本博氏、早川貴之氏および中村重治氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を締結しております。3氏が監査等委員である取締役に選任された場合には、当社は3氏との間の当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。
 - (6) 当社は、現在、根本博氏、早川貴之氏および中村重治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。3氏が監査等委員である取締役に選任された場合には、当社は引き続き3氏を独立役員とする予定であります。

第5号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬額は、平成19年6月28日開催の第78回定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人分給与等は含まない。）と決議いただき今日に至っておりますが、当社は、第2号議案の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情に加え、今後業績連動比率を高める報酬体系への見直しを予定していることから、改めて年額250百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、取締役兼務執行役員の執行役員としての職務に対する報酬額も含むことといたします。

現在の取締役は9名ありますが、第2号議案および第3号議案が承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名となります。

また、本議案の決議の効力は、第2号議案の効力の発生を条件として、発生するものといたします。

第6号議案

監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、第2号議案の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額60百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、第2号議案および第4号議案が承認可決されますと、監査等委員である取締役は4名となります。

また、本議案の決議の効力は、第2号議案の効力の発生を条件として、発生するものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役に対する株式報酬等の額および内容決定の件

1. 提案の理由

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役（以下、あわせて「取締役」といいます。）に対する株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下、「本制度」といいます。）を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）のうち業務執行取締役であるものが、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めること、取締役（監査等委員である取締役を除く。）のうち業務執行取締役以外の取締役であるものおよび監査等委員である取締役が、監査または監督を通じた中長期的な企業価値の増大に貢献することを目的としております。

本議案は、ご承認をお願いしております、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件」、および第6号議案「監査等委員である取締役の報酬額決定の件」とは別枠で、取締役に対する株式報酬制度を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。本制度の詳細につきましては、下記2.の枠内で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については取締役会に、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議にご一任いただきたいと存じます。

なお、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名となり、第4号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる監査等委員である取締役は4名となります。

本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

2. 本制度における報酬等の額および参考情報

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役および執行役員（以下、「取締役等」といいます。）に対して、当社取締役会が定める役員株式給付規程（ただし、監査等委員である取締役に關する部分につきましては、その制定および改廃につき、監査等委員である取締役の協議による同意を得るものといたします。）に従って、当社株式および当社株式を時価で換算し

た金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度であります。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時といたします。

（２）本制度の対象者

取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役、ならびに執行役員

（３）当社が本信託に拠出する金額（報酬等の額）および本信託が取得する株式数

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、下記（４）および（５）に従って当社株式等の給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定いたします。

具体的には、平成29年３月末日で終了する事業年度から平成31年３月末日で終了する事業年度までの３事業年度（以下、「当初対象期間」といいます。）に対応する必要資金として210百万円（うち、取締役（監査等委員である取締役を除く。）分として150百万円、監査等委員である取締役分として18百万円、取締役を兼務しない執行役員分として42百万円）を上限として金銭を拠出し、本信託を設定いたします。

なお、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は原則として３事業年度ごとに、以後の３事業年度（以下、「次期対象期間」といいます。）に関し、210百万円（うち、取締役（監査等委員である取締役を除く。）分として150百万円、監査等委員である取締役分として18百万円、取締役を兼務しない執行役員分として42百万円）を上限として、本信託に追加拠出することといたします。ただし、係る追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする次期対象期間の開始直前日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）および金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等（当社株式については、直前の対象期間の末日における時価とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、本議案で承認を得た上限の範囲内といたします。

なお、ご参考として、平成28年５月６日の終値386円での取得を前提とした場合、当初対象期間における株式の取得資金として拠出する資金の上限額210百万円を原資に本信託が取得する株式数は、544,000株となります。当初対象期間における当社株式の取得は、株式市場を通じてまたは当社の自己株式を引受ける方法により本信託設定後遅滞なく行う予定であり、その詳細につきましては、適時適切に開示いたします。

(4) 取締役等に給付される当社株式等の具体的な内容

当社は、各事業年度に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）のうち業務執行取締役であるものおよび執行役員に対しては役位および業績達成度等を勘案して定める数のポイントを、取締役（監査等委員である取締役を除く。）のうち業務執行取締役以外の取締役であるものおよび監査等委員である取締役に対しては役位を勘案して定める数のポイントを付与いたします。

取締役等に付与されるポイントは、下記（５）の当社株式等の給付に際し、１ポイント当たり普通株式１株に換算されます（ただし、本議案の承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当または株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて換算比率について合理的な調整を行います。）。

下記（５）の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、受益者要件を満たす時点までに当該取締役等に付与されたポイントを合計した数に、退任事由に応じた係数を乗じて算出されたポイント数（以下、「確定ポイント数」といいます。）で確定いたします。

(5) 取締役等に対する当社株式等の給付時期

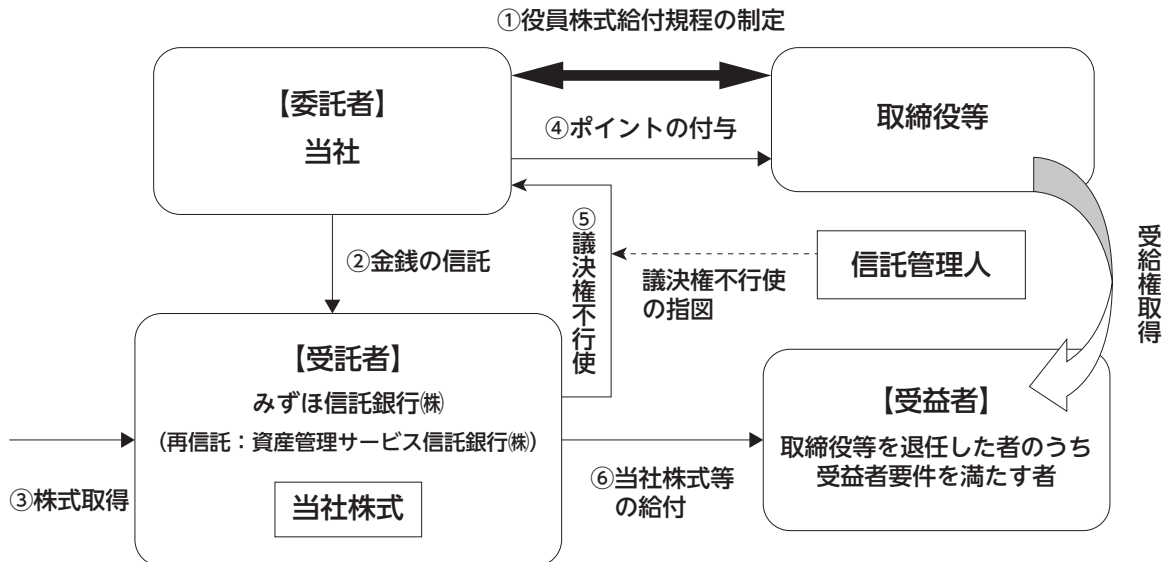
取締役等が役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、退任時に所定の受益者確定手続きを行うことにより、上記（４）に記載のところによって付与された確定ポイント数に相当する当社株式について、原則として退任後に本信託から給付を受けます。

なお、取締役等が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、一定割合について、当社株式の給付に代えて、時価で換算した金銭の給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

【ご参考】

本制度の詳細につきましては、平成28年5月9日付「株式報酬制度導入に関するお知らせ」をご参照ください。

＜本制度の仕組み＞



- ① 当社は、本株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します（以下、かかる金銭信託により設定される信託を、「本信託」といいます。）。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として、当社株式を、株式市場を通じてまたは当社の自己株式を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式にかかる議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役等を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、原則として、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役等が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

以 上

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用者所得の改善が見られるものの、個人消費については消費者マインドに足踏みが見られ、本格的な回復には至りませんでした。

海外では、米国経済は企業部門の一部に弱さも見られましたが、個人消費や民間設備投資が堅調で、景気回復基調が続いております。欧州経済は緩やかに回復しているものの、失業率や物価の動向、地政学的リスクの影響などに留意すべき状況が続いております。また、中国の景気減速による金融市場の不安定化や原油価格の下落が、アジア地域や新興資源国の経済成長を減速させました。

産業別には、国内の自動車業界は、税率変更の影響により軽自動車の販売落ち込みからの回復が遅れているものの、全体としては復活の兆しが見られます。また、建材業界では、消費税率引き上げの影響が一巡し、低迷が続いていた住宅着工件数も下げ止まりの兆しが見られます。家電業界においては、高付加価値品への買い替えが進み、回復傾向となりました。

このような環境の中、当社グループは、マーケットインの思想のもと営業体制を改組し、グローバルな視点で顧客ニーズを確実に捉えて受注に繋げることで、業績の向上に努めました。また、海外需要を確実に獲得する取り組みの一環として、ベトナム国の製造子会社の新設、中国のコンパウンド工場の増設および北米のコンパウンド工場の増設を進めました。

その結果、連結売上高は90,589百万円、前期比1.5%減少、連結営業利益は5,084百万円、前期比39.2%増加、連結経常利益は4,931百万円、前期比21.4%増加、親会社株主に帰属する当期純利益は2,482百万円、前期比30.6%増加となりました。

次にセグメント別の業績をご報告申し上げます。

① コンパウンド事業

国内のコンパウンド事業のうち、塩ビコンパウンドは、住宅向け建材市場、電材市場および自動車市場において、総じて本格的な受注の回復には至らず、また原材料価格の下落に伴う製品価格調整の影響もあり、減収となりました。エラストマーコンパウンドは、主力の自動車市場において生産台数に回復が見られるものの、製品価格の調整もあり、売上が減少い

たしました。生活資材市場では、医療・食品関係の売上が伸長いたしました。

海外においては、中国現地法人では経済成長率の鈍化により売上が低迷していましたが、後半、自動車市場で回復の兆しが見られました。また、タイ国現地法人では自動車市場、インドネシア国現地法人では電線市場が堅調に推移し、増収となりました。米国現地法人では、建材市場および自動車市場の好景気に支えられ、増収となりました。

利益面につきましては、国内での景気が横ばいとなる中、海外での需要を確実に取り込み、増益となりました。

その結果、売上高は63,889百万円、セグメント利益は5,333百万円となりました。

②フィルム事業

国内のフィルム事業は、主力の建装材市場において、前半は長引く消費税率引き上げの影響と流通段階での在庫調整もあり売上は低迷いたしました。後半は新築住宅の着工および住宅リフォームの需要がともに上向いたため、売上は回復傾向となりました。非住宅市場では、積極的な投資が行われ、商業施設向けなどの製品を中心に好調に推移いたしました。しかしながら、慢性的な人手不足や資材の高騰により、着工ペースは鈍く、市場全体としては本格的な回復に至らず、売上が伸び悩みました。電材市場では、自動車用は堅調に推移したものの、一般家電用は中国経済の減速が大きく影響し、売上が減少いたしました。

輸出は、堅調に推移した米国向けにおいて後半よりやや陰りが見られ、欧州向けにおいて安価品の流入など市場構造が変化したことや大手顧客の在庫調整が長引いたことにより、売上が減少いたしました。また、アジア・オセアニア向けも、経済成長の減速により、低調な動きとなりました。

光学分野は、本格的に売上に寄与するまでには至りませんでした。新製品開発に注力した結果、一部販売を開始いたしました。

利益面につきましては、生産性合理化施策を推し進めましたが、新製品開発への投資と売上の減少に伴い、減益となりました。

その結果、売上高は12,006百万円、セグメント損失は725百万円となりました。

③食品包材事業

国内の食品包材事業は、実質所得の目減りに伴い個人消費が伸び悩む中、主要販売先であるレジャー・外食産業が需要期の天候不順により低調に終わったことなどにより、売上は低調に推移いたしました。また、低採算商品の見直しを断行したことも減収の一因となりました。利益面につきましては、製品価格の維持に加え、赤字品目の削減、生産コストや販売管理費の削減に努める中で、原材料価格の低下もあり、改善することができました。

中国現地法人では、代理店と連携した販路拡大活動により増収を確保し、生産性の向上や

原材料価格の低下により増益となりました。

その結果、売上高は11,184百万円、セグメント利益は582百万円となりました。

④その他

樹脂加工製品および各事業の周辺商品ならびに関連商品を販売いたしました。

その結果、売上高は3,508百万円、セグメント利益は66百万円となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資等の主なものは、次のとおりであります。

当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充

・子会社 リケンベトナムカンパニーリミテッド

コンパウンド製造工場の新設（コンパウンド事業）	2,800百万円
（うち当連結会計年度支払額）	2,635百万円）

・子会社 リケンエラストマーズコーポレーション

コンパウンド製造工場の新設（コンパウンド事業）	2,500百万円
（うち当連結会計年度支払額）	787百万円）

・子会社 上海理研塑料有限公司

コンパウンド製造設備の増設（コンパウンド事業）	1,080百万円
（うち当連結会計年度支払額）	381百万円）

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの設備投資資金として、金融機関より長期借入金として1,210百万円の調達をいたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、当連結会計年度をもちまして、グローバルな視点で顧客ニーズを確実に捉え業績向上を目指した3ヵ年中期経営計画を終了いたしました。従来のスピードをはるかに超えて変化する世界情勢に柔軟に対応し需要を確実に取り込むべく、従来の延長線ではなく次元を超えた取り組みを行うことで、主要課題の解決を実現してまいりました。

「コンパウンド事業の更なるグローバル展開」につきましては、当中期経営計画期間中において、インドネシア国での塩ビコンパウンド工場の増設、北米でのエラストマーコンパウンド工場の増設を行い、稼働を開始いたしました。また、中国および北米での塩ビコンパウンド工場の増設、ベトナム国での塩ビコンパウンド工場の新設を決定いたしました。重点市場と位置付けました自動車市場・医療ヘルスケア市場では、グローバルに拡販が進み、当社グループのプレゼンスを更に高めることができました。「フィルム事業の抜本的な立て直し」につきましては、建材市場でのリフォーム需要や高級壁装材等の非住宅市場での需要の取り込みにより、主力事業での安定黒字化を達成し、また、最適な生産体制の構築と徹底したコスト削減を目指し、海外でのOEM生産を開始いたしました。光学分野では、積極的な投資を行い、ディスプレイ市場での新製品の上市に至りました。「最適な営業推進体制の構築」につきましては、各市場に敏速に対応すべく、マーケットインの思想のもと国内の営業体制を従来の製品別組織から市場別組織へと改組し、顧客ニーズを確実に取り込むべく営業体制を整えました。「ソリューション事業の事業化実現」につきましては、マーケティング活動を広く展開したものの、本格的な事業化には至りませんでした。「徹底した人材育成」につきましては、グローバル人材育成を目指し、若手社員の早期海外派遣などを行いました。

これら主要課題への取り組みを行った結果、計数目標には届かなかったものの、当連結会計年度では、連結決算を開始して以来、連結経常利益において最高益を達成することができました。

さて、当社グループは、次期連結会計年度より新3ヵ年中期経営計画を開始いたします。新3ヵ年中期経営計画では、「ACT NOW! ACT TOGETHER! 2018」を経営方針とし、すべての生活空間に快適さを提供するリーディングカンパニーを目指してまいります。前3ヵ年中期経営計画における事業展開を更に発展させ、新たな取り組みを行ってまいります。

新3ヵ年中期経営計画の主要課題といたしましては、①全事業のグローバル経営の深化、②収益力・財務体質の強化、③革新的な生産体制の創造、④光学分野における事業化の確立、⑤戦略的な人材育成による企業基盤の強化の5つを掲げております。また、注力すべき重点市場として、①自動車、②医療ヘルスケア、③光学分野・ディスプレイ、④食品包材、⑤オリンピック関連需要を掲げて集中的に取り組んでまいります。

事業別には、コンパウンド事業では、自動車市場においてアジア・北米における圧倒的な

存在感を確立いたします。医療ヘルスケア市場においては、アジア市場を凌駕するとともに、新市場を開拓すべく積極的に行動してまいります。また、オリンピック関連需要を取り込むため、建材・電材用にも拡販を行ってまいります。海外拠点につきましては、中国および北米での増設設備の稼働開始、ベトナム国での新規製造拠点の稼働開始など、グローバル供給体制を整え、世界のどの地域でもリケンテクノス品質の製品を供給できるよう取り組んでまいります。

フィルム事業では、光学分野やディスプレイ向けに未来製品の創出を目指し、新規事業成功のモデルケースを実現してまいります。国内の主力製品である建材につきましては、オリンピック関連需要を確実に取り込み、特に非住宅内装材の拡販を図ってまいります。また、革新的な生産体制の創造により、海外OEM生産を含めた生産の合理化・最適化を推し進め、海外市場においても競争力のある製品を拡販してまいります。

食品包材事業では、小売や外食産業向け市場に対し「塩ビ回帰」の流れを浸透させ、塩ビ製ラップの拡販活動に邁進してまいります。また、中国現地法人は、国内と緊密な連携を図り、コスト対応力を更に高めるとともに、品質の優位性を武器に販売活動に取り組むことで事業拡大を図ってまいります。引き続き、国内外ともに、業務の効率化に努め、競争力を高めてまいります。

環境対応につきましては、当社グループは、様々な合成樹脂を取り扱う加工メーカーであり、環境・化学物質に関する諸法規・諸規制を遵守するとともに、環境負荷の高い化学物質使用量の削減、太陽光発電の活用、ゼロエミッションの推進等、より高いレベルでの環境管理を行い、環境負荷軽減を目指した製品開発、製造方法の改善に全力を挙げて取り組んでまいります。

また、コーポレート・ガバナンスにつきましては、取締役会の監督機能の強化のため、次期連結会計年度より監査等委員会設置会社への移行を予定しております。併せて、執行役員制度を導入することにより、業務執行権限の委譲を推進し、事業環境の急激な変化にも適切かつ迅速に対応できる機動的・戦略的な経営体制を構築してまいります。

今後、ますますグローバルに競争が激化する中、技術本部、製造本部、品質保証本部、営業本部、購買本部、経営企画本部、管理本部の各本部が一丸となって有機的に各課題に取り組み、新3ヵ年中期経営計画の完遂に向けて、全社員が一丸となって邁進してまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

①企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	平成24年度 第84期	平成25年度 第85期	平成26年度 第86期	平成27年度 (当期) 第87期
売 上 高	73,543 ^{百万円}	82,855	91,938	90,589
営 業 利 益	1,883 ^{百万円}	3,732	3,652	5,084
経 常 利 益	2,271 ^{百万円}	4,016	4,062	4,931
親会社株主に帰属 する当期純利益	1,351 ^{百万円}	1,925	1,900	2,482
1株当たり当期純利益	22.38 ^円	32.17	31.74	41.41
総 資 産	68,998 ^{百万円}	77,208	86,086	84,157
純 資 産	37,814 ^{百万円}	40,957	45,223	46,746
1株当たり純資産額	565.31 ^円	599.28	658.72	669.00

- (注) 1. 第85期の営業利益、経常利益の増加は、世界的な自動車生産の回復に伴う需要を確実に捉えたこと、消費税引き上げ前の駆け込み需要を建材市場等で確実に取り込んだこと、洪水被害を受けたタイ国現地法人の売上、収益の回復によります。
2. 第86期の売上高の増加は、回復の続く米国の自動車市場および住宅市場の需要を確実に取り込んだこと、アセアン市場においてインフラ関連の需要を確実に取り込んだことによります。一方、収益面は、国内市場において、原材料価格上昇分の製品価格転嫁が遅れたことから伸び悩みました。
3. 第87期の営業利益、経常利益の増加は、海外のタイ国の自動車市場、インドネシア国の電線市場、米国の建材および自動車市場において堅調に推移したことによります。一方、売上高は、国内が総じて本格的な受注の回復には至らず、また、原材料価格の下落に伴う製品価格調整の影響により減少しております。

②当社の財産および損益の状況の推移

区 分	平成24年度 第84期	平成25年度 第85期	平成26年度 第86期	平成27年度 (当期) 第87期
売 上 高	45,315 百万円	42,758	43,105	39,551
営 業 利 益	691 百万円	1,646	1,116	843
経 常 利 益	1,469 百万円	2,940	2,321	1,812
当 期 純 利 益	735 百万円	1,955	1,728	1,669
1株当たり当期純利益	12.19 円	32.67	28.87	27.85
総 資 産	53,389 百万円	55,146	59,937	56,086
純 資 産	32,227 百万円	33,812	35,905	36,415
1株当たり純資産額	538.47 円	564.91	599.39	607.30

- (注) 1. 第85期は、食品包材事業を子会社であるリケンファブロ株式会社に集約したため、売上高は減少しましたが、個人消費の回復、自動車生産の増加、住宅着工件数の増加といった要因を確実に捉え、また原材料価格高騰分の製品価格転嫁も進みました。海外子会社からの配当金も増加し、営業利益、経常利益ともに増加いたしました。
2. 第86期は、電材市場においてインフラ関連の需要が堅調に推移し、建材市場および自動車市場は厳しい市場環境が続いたものの拡販に努め、売上高は前年並みで推移いたしました。営業利益、経常利益は、原材料価格上昇分の製品価格転嫁が遅れ、また光学市場における開発費用の負担額が増加したことにより減少いたしました。
3. 第87期は、生活資材市場では、医療、食品関係の売上が伸長したものの、建材・建装材市場、電材市場、自動車市場で総じて本格的な受注回復に至らず、原材料価格の下落に伴う製品価格調整の影響もあり、また、光学分野では新製品開発に注力した結果、一部販売を開始しましたが、開発における投資の負担が重く、全体的な売上減少に伴い減収・減益となりました。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
進 興 電 線 株 式 会 社	千円 48,000	100.00 %	電線の製造・販売
株 式 会 社 協 栄 樹 脂 製 作 所	千円 24,000	100.00	合成樹脂製品の成型加工および製品の販売
リケンテクノスインターナショナル株式会社	千円 10,000	100.00	合成樹脂加工品の仕入・販売
リケンケミカルプロダクツ株式会社	千円 300,000	100.00	塩化ビニルおよび高機能プラスチック成形材料の製造・販売
リ ケ ン フ ァ ブ ロ 株 式 会 社	千円 200,000	100.00	食品包装用フィルムおよび合成樹脂、アルミニウム、紙等を原料とする日用品雑貨の製造・加工・販売
リケンタイランドカンパニーリミテッド	千タイバーツ 120,000	40.00	塩化ビニル成形材料の製造・販売
リケンエラストマーズタイランドカンパニーリミテッド	千タイバーツ 300,000	100.00	高機能プラスチック成形材料の製造・販売
P T . リ ケ ン イ ン ド ネ シ ア	千米ドル 10,000	61.84	塩化ビニル成形材料の製造・販売
リケンベトナムカンパニーリミテッド	千米ドル 10,000	100.00	塩化ビニル成形材料の製造・販売
リケンテクノスインターナショナルベトナムカンパニーリミテッド	千米ドル 100	100.00 (100.00)	プラスチック製品の卸売・輸出入
上 海 理 研 塑 料 有 限 公 司	千米ドル 7,500	70.00	塩化ビニル成形材料の製造・販売
理研食品包装（江蘇）有限公司	千米ドル 13,500	92.59	食品包装用フィルムの製造・販売

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
理 元（上 海） 貿 易 有 限 公 司	千人民元 5,000	% 100.00 (50.00)	機能性フィルム製品の仕入・販売
リケンテクノスインターナショナル コ リ ア コ ー ポ レ ー シ ョ ン	千韓国ウォン 1,800,000	100.00 (16.67)	プラスチック製品の卸売・輸出入
リケンテクノスインターナショナル プ ラ イ ベ ー ト リ ミ テ ッ ド	千シンガポールドル 2,190	100.00	海外販売会社の統括およびプラスチック製 品の卸売・輸出入
リケンU.S.A.コーポレーション	千米ドル 1,000	100.00	機能性フィルム製品の仕入・販売
リ ム テ ッ ク コ ー ポ レ ー シ ョ ン	千米ドル 10,000	51.00	塩化ビニル成形材料の製造・販売
リケンエラストマーズコーポレーション	千米ドル 20,000	75.50	高機能プラスチック成形材料の製造・販売
リケンテクノスヨーロッパB.V.	千ユーロ 400	100.00	機能性フィルム製品の仕入・販売

(注) 1. 「当社の出資比率」欄の（内書）は間接所有割合であります。

- 平成28年2月5日付で、リケンテクノスインターナショナルコリアコーポレーションは、1,200,000千韓国ウォンの増資を行い、当社が全額の引き受けを行っております。
- 平成27年12月22日付で、当社の100%出資子会社であるリケンU.S.A.コーポレーションは、2,900千米ドルの減資を行っております。
- リケンエラストマーズコーポレーションの総額10,000千米ドルの増資にあたり、平成27年6月8日付で当社が5,100千米ドル、平成27年11月25日付で三菱商事株式会社およびMitsubishi Corporation(Americas)が合わせて4,900千米ドルの引受けを行っております。これにより、当社の出資比率は、24.50%減少し、75.50%となりました。
- リケンテクノスインターナショナルタイランドカンパニーリミテッドは、清算手続中であるため、重要な子会社から除いております。

(7) 主要な事業内容

事業	主要製品
コンパウンド事業	塩化ビニル樹脂その他の合成樹脂をベースとするコンパウンド
フィルム事業	建材用途を中心とするカレンダーフィルムおよび各種複合フィルム
食品包装材料事業	食品包装用フィルムを主体とする押出フィルム

(8) 主要な営業所および工場

①当社

名称	所在地
本社	東京都千代田区
大阪支店	大阪市北区
名古屋営業所	名古屋市中区
埼玉工場	埼玉県深谷市
三重工場	三重県亀山市
群馬工場	群馬県太田市
研究開発センター	東京都大田区 埼玉県深谷市 三重県亀山市 群馬県太田市

(注) 平成27年9月28日付で、当社は、本社所在地を移転しております。

②子会社

名 称	所 在 地
進 興 電 線 株 式 会 社	埼玉県入間市
株 式 会 社 協 栄 樹 脂 製 作 所	東京都千代田区
リケンテクノスインターナショナル株式会社	東京都千代田区
リケンケミカルプロダクツ株式会社	滋賀県湖南市
リ ケ ン フ ァ ブ ロ 株 式 会 社	東京都千代田区
リケンタイランドカンパニーリミテッド	タイ国 パトムタニ県
リケンエラストマーズタイランドカンパニーリミテッド	タイ国 アユタヤ県
P T . リ ケ ン イ ン ド ネ シ ア	インドネシア国 ウェストジャワ州
リケンベトナムカンパニーリミテッド	ベトナム国 ビンズオン省
リケンテクノスインターナショナルベトナムカンパニーリミテッド	ベトナム国 ホーチミン市
上 海 理 研 塑 料 有 限 公 司	中国 上海市
理 研 食 品 包 装 (江 蘇) 有 限 公 司	中国 江蘇省
理 元 (上 海) 貿 易 有 限 公 司	中国 上海市
リケンテクノスインターナショナルコリアコーポレーション	韓国 ソウル市
リケンテクノスインターナショナルプライベートリミテッド	シンガポール国
リ ケ ン U.S.A. コ ー ポ レ ー シ ョ ン	米国 ミシガン州
リ ム テ ッ ク コ ー ポ レ ー シ ョ ン	米国 ニュージャージー州
リケンエラストマーズコーポレーション	米国 ケンタッキー州
リ ケ ン テ ク ノ ス ヨ ー ロ ッ パ B.V.	オランダ国 アムステルダムザウスオースト市

(注) 1. 平成27年9月28日付で、株式会社協栄樹脂製作所およびリケンテクノスインターナショナル株式会社は、本社所在地を移転しております。

2. リケンテクノスインターナショナルタイランドカンパニーリミテッドは、清算手続中であるため、重要な子会社から除いております。

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,765名	51名

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
668名	10名	41.8歳	17.5年

(注) 従業員数は、就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	4,226百万円
株式会社りそな銀行	2,005
株式会社三井住友銀行	1,367
株式会社横浜銀行	706
株式会社三菱東京UFJ銀行	429
米国ケンタッキー州ホプキンスビル市	1,284

- (注) 1. 株式会社みずほ銀行の借入額には、中国現地法人である「みずほ銀行（中国）有限公司」、インドネシア国現地法人である「インドネシアみずほ銀行」からの借入額も含まれております。
2. 株式会社りそな銀行の借入額には、インドネシア国現地法人である「りそなプルダニア銀行」からの借入額も含まれております。
3. 株式会社三井住友銀行の借入額には、中国現地法人である「三井住友銀行（中国）有限公司」からの借入額も含まれております。
4. 株式会社三菱東京UFJ銀行の借入額には、タイ国現地法人である「アユタヤ銀行」からの借入額も含まれております。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 236,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 66,113,819株（自己株式5,850,454株を含む。）
- (3) 株主数 5,314名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
損 害 保 険 ジャ パ ン 日 本 興 亜 株 式 会 社	3,820千株	6.34%
信 越 化 学 工 業 株 式 会 社	3,300	5.48
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	2,987	4.96
株 式 会 社 り そ な 銀 行	2,987	4.96
丸 紅 株 式 会 社	2,363	3.92
三 菱 商 事 株 式 会 社	2,280	3.78
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/ JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS	2,150	3.57
三 井 物 産 株 式 会 社	2,101	3.49
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 （三井住友信託銀行再信託分・ 三井化学株式会社退職給付信託口）	2,000	3.32
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,995	3.31

- (注) 1. 当社は、自己株式（5,850,454株）を保有しておりますが、上記の大株主からは除いております。
2. 持株比率は、自己株式（5,850,454株）を控除して計算しております。
3. 上記自己株式（5,850,454株）には、株式給付信託（従業員持株会処分型）導入において設定した信託E口が保有する当社株式301,200株を含めておりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はございません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

平成27年3月3日開催の取締役会決議に基づき発行した2020年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の概要

区 分	2020年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債 (平成27年3月19日発行)
新株予約権の数	800個
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を転換価額で除した数とする。 ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
新株予約権の払込金額	本新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しない。
転換価額	当初、469円。 ただし、一定の条件に該当した場合調整される。
新株予約権を行使することができる期間	平成27年3月31日から平成32年2月27日の銀行営業終了時(行使請求受付場所現地時間)まで
新株予約権の行使条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
転換社債型新株予約権付社債の残高	40億円

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（平成28年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	清 水 浩	
代 表 取 締 役 常 務	住 吉 正 充	営業本部長
取 締 役	大 河 内 義 孝	リケンタイランドカンパニーリミテッド取締役社長
取 締 役	入 江 淳 二	管理本部長兼 総務部長
取 締 役	大 谷 寛 文	技術本部長兼 情報電子ビジネスユニットマネージャー
取 締 役	常 盤 和 明	経営企画室長
取 締 役	田 坂 道 久	リケンタイランドカンパニーリミテッド顧問
取 締 役	島 田 高 志	製造本部長兼 品質保証本部長
取 締 役	根 本 博	株式会社カイトー理事 首都高速道路株式会社社外監査役
常 勤 監 査 役	工 藤 紳 悦	
常 勤 監 査 役	佐 藤 良 一	
監 査 役	早 川 貴 之	株式会社陽栄ホールディング代表取締役社長 株式会社陽栄代表取締役社長
監 査 役	中 村 重 治	トーヨーカネツ株式会社社外取締役 株式会社エフテック社外監査役

- (注) 1. 取締役根本博氏は、社外取締役であります。
2. 監査役早川貴之氏および中村重治氏は、社外監査役であります。
3. 取締役根本博氏および監査役早川貴之氏、中村重治氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 取締役根本博氏は、損害保険会社の勤務経験を通じ、様々な業態、業種の企業との係わりによって得られた経営に対する高い見識を有するものであります。
5. 監査役早川貴之氏は、大手都市銀行における長年の勤務経験を通じ、財務・会計に関する高度な知識と企業経営に関する幅広い知識を有しており、また各会社の役員経験で培われた経営に対する高い見識を有するものであります。
6. 監査役中村重治氏は、大手都市銀行においてリスク統括やコーポレートガバナンス担当として長年の経験を有しており、また各会社の役員経験で培われた経営に対する高い見識を有するものであります。

7. 平成28年1月1日付で、取締役の地位および担当を次のとおり変更しております。

氏 名	異 動 後	異 動 前	異 動 年 月 日
田 坂 道 久	取 締 役 (リケンタイランドカンパニー リミテッド顧問)	取 締 役 (製 造 本 部 長 兼 ソリューションビジネスユニット マ ネ ー ジ ャ ー)	平成28年1月1日
島 田 高 志	取 締 役 (製 造 本 部 長 兼 品 質 保 証 本 部 長)	取 締 役 (品 質 保 証 本 部 長)	平成28年1月1日

8. 当事業年度末日後の取締役の地位および担当の異動は、次のとおりであります。

氏 名	異 動 後	異 動 前	異 動 年 月 日
清 水 浩	代 表 取 締 役 会 長	代 表 取 締 役 社 長	平成28年4月1日
常 盤 和 明	代表取締役 社長執行役員	取 締 役 (経 営 企 画 室 長)	平成28年4月1日
住 吉 正 充	代表取締役 専務執行役員 (営 業 本 部 長)	代 表 取 締 役 常 務 (営 業 本 部 長)	平成28年4月1日
入 江 淳 二	取締役 常務執行役員 (管 理 本 部 長 兼 経 営 企 画 本 部 長)	取 締 役 (管 理 本 部 長 兼 総 務 部 長)	平成28年4月1日
大河内 義 孝	取締役 上席執行役員 (特 命 担 当)	取 締 役 (リケンタイランドカンパニー リミテッド取締役社長)	平成28年4月1日
大 谷 寛 文	取締役 上席執行役員 (技 術 本 部 長 兼 情報電子ビジネスユニット マ ネ ー ジ ャ ー)	取 締 役 (技 術 本 部 長 兼 情報電子ビジネスユニット マ ネ ー ジ ャ ー)	平成28年4月1日
田 坂 道 久	取締役 上席執行役員 (リケンタイランドカンパニー リミテッド取締役社長)	取 締 役 (リケンタイランドカンパニー リミテッド顧問)	平成28年4月1日
島 田 高 志	取締役 上席執行役員 (製 造 本 部 長 兼 品 質 保 証 本 部 長)	取 締 役 (製 造 本 部 長 兼 品 質 保 証 本 部 長)	平成28年4月1日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役の全員との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額となります。

(3) 取締役および監査役の報酬等

①当事業年度に係る報酬等

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	9名 (1)	119,650千円 (8,400)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (2)	45,300 (12,000)
合 計 (うち社外役員)	13 (3)	164,950 (20,400)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与等は含まれておりません。
2. 取締役の報酬等の額には、当事業年度における役員賞与引当金の繰入額29,200千円（取締役8名に対し、29,200千円）が含まれております。
3. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第78回定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人分給与等は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第78回定時株主総会において、年額60百万円以内（うち社外監査役分は年額25百万円以内）と決議いただいております。

②当事業年度に支払った報酬等の額

第86期事業年度に係る賞与として、取締役8名に対し、37,300千円を支払っております。なお、この金額には、当該事業年度に係る事業報告に記載した役員賞与引当金繰入額29,200千円が含まれております。

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人等の業務執行者としての兼職状況および当社と当該他の法人等との関係

社外取締役根本博氏は、株式会社カイトーの理事を兼務しております。なお、当社と同社の間には特別の関係はありません。

社外監査役早川貴之氏は、株式会社陽栄ホールディングの代表取締役社長および株式会社陽栄の代表取締役社長を兼務しております。なお、当社と各社の間には特別の関係はありません。

②他の法人等の社外役員としての兼職状況および当社と当該他の法人等との関係

社外取締役根本博氏は、首都高速道路株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、当社と同社の間には特別の関係はありません。

社外監査役中村重治氏は、トーヨーカネット株式会社の社外取締役および株式会社エフテックの社外監査役を兼務しております。なお、当社と各社の間には特別の関係はありません。

③社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社 外 取 締 役	根 本 博	当事業年度開催の取締役会15回のうち15回に出席し、必要に応じ、議案審議等に必要な発言を行っております。
社 外 監 査 役	早 川 貴 之	当事業年度開催の取締役会15回のうち15回に、監査役会13回のうち13回に出席し、必要に応じ、議案審議等に必要な発言を行っております。
	中 村 重 治	当事業年度開催の取締役会15回のうち14回に、監査役会13回のうち13回に出席し、必要に応じ、議案審議等に必要な発言を行っております。

④不正な業務の執行の予防のために行った行為および発生後の対応

該当事項はございません。

⑤社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額

該当事項はございません。

⑥社外役員の意見

該当事項はございません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約は締結していません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬

44百万円

- (注) 1. 当社の監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、監査の実施状況、報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

44百万円

なお、当社子会社であるリケンタイランドカンパニーリミテッド、リケンエラストマーズタイランドカンパニーリミテッド、PT.リケンインドネシア、上海理研塑料有限公司、理研食品包装（江蘇）有限公司、理元（上海）貿易有限公司、リケンテクノスインターナショナルプライベートリミテッド、リケンU.S.A.コーポレーション、リムテックコーポレーション、リケンエラストマーズコーポレーションおよびリケンテクノスヨーロッパB.V.の計算関係書類の監査は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格を有する者を含む。）の監査等を受けております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はございません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任または不再任の決定の方針についての決定内容は以下のとおりであります。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(6) 会計監査人が過去2年間に業務の停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分等の内容の概要

①処分の対象者

新日本有限責任監査法人

②処分の内容

業務改善命令（業務管理体制の改善）

3ヵ月間の業務の一部の停止命令（契約の新規の締結に関する業務の停止）

（平成28年1月1日から同年3月31日まで）

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。

当社および当社子会社（以下、「グループ各社」という。）は「リケンテクノスグループ企業行動規範」を遵守し、公正な競争や適正な取引を通して企業活動を行うことを宣言しているが、そのより確実な実現のためにも内部統制システムとして業務の適正を確保するための体制を整備することが必要不可欠の施策であると位置付けている。

会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり内部統制システムを整備する。

①取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ・代表取締役社長をはじめとした全取締役は、「リケンテクノスグループ企業行動規範」および法令・定款遵守がすべての企業活動において基本であることを全役職員に徹底させる。
- ・法務・コンプライアンス室長を法規遵守委員会の委員長に任命し、その活動内容は取締役会に適宜報告される。
また、法務・コンプライアンス室は全役職員に対しコンプライアンス教育を実施する。
- ・法令・定款・「リケンテクノスグループ企業行動規範」・各種指針その他会社および取締役・使用人が従うべき基準（以下「法令等」という。）に違反する疑いのある行為等を通報することができる内部通報の窓口を監査室および顧問法律事務所に設置する。
- ・グループ各社は、市民社会の安全や秩序に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切関係を持たない。
また、反社会的勢力および団体からの不当な要求に対しては、毅然とした姿勢で臨み決して屈しない。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

「文書等情報管理規程」に従い取締役の職務の執行に係る情報は管理され、文書および電磁的媒体に保存される。

保存された情報については、「文書等情報管理規程」に従い閲覧が可能である。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各部門に関する個別のリスク管理は各部門が行うが、全社的横断的なリスクの管理のために総合リスクマネジメント委員会を設置し、代表取締役社長が委員長に就任する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会は、中期経営計画・半期経営計画を策定している。
- ・ITを活用した月次業績データに基づき、取締役会は経営計画の進捗状況を把握し、計画達成のために必要な施策を検討し、実施する。
- ・毎月開催される事業経営会議は、積極的な権限委譲による迅速な事業執行機能を担う。製造部門・品質保証部門については四半期毎に開催される製造品質部門会議において、技術部門については四半期毎に開催される技術部門会議において、また業務部門については各部署から担当役員宛に四半期毎に提出される詳細報告書により、業務進捗状況の確認がなされ、必要に応じた対応が適宜実施される。

⑤グループ各社における業務の適正を確保するための体制

- ・経営企画室は、当社子会社の管理担当部署として、当社子会社の内部統制システムの構築の指導および情報の共有化の徹底を担当する。
経営企画室は、「連結子会社管理規程」等に基づき、当社に対する報告および当社における承認が適切に実施されるように当社子会社を管理・監督する。また、これらの管理・監督を通じて損失の危険を管理する。
経営企画室は、代表取締役社長および担当取締役および管理本部長参加のもと国内関連会社については年3回、海外関連会社については最低年1回の業務報告会を開催する。また、経営企画室は当社子会社より提出された月次報告（財務データを含む）を取り纏め、分析等コメントを付し関係各部署および全取締役に回覧する。
- ・法務・コンプライアンス室は、「リケンテクノスグループコンプライアンスマニュアル」をグループ各社の役職員に周知徹底させ、グループ各社のコンプライアンス体制の整備および問題の解決に努める。
- ・監査室は、定期的にグループ各社の業務監査を実施し、全ての業務活動が法令等に適合することを確認するとともに、経営諸基準に基づいて効率的に運営され、また、経営諸基準が経営目標達成のために適切に機能しているかを点検・評価する。

- ⑥監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項およびその使用人に対する指示の
実効性の確保に関する事項
監査役は、必要のある場合には、都度関係部署の使用人に補助を要請し、当該部署はこれ
に迅速に対応しなければならない。
補助を行う使用人は、その補助業務について、取締役および自部門長の指揮命令を受け
ず、監査役の指揮命令に従う。
また、補助を行う使用人は、その補助業務を他の業務に優先して処理する。
- ⑦当社の取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役および使用人またはこれ
らの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告
に関する体制
- ・ 監査役は、取締役会および事業経営会議等の重要な会議に出席する。
 - ・ 当社の取締役および使用人は、法定事項に加え、グループ各社に重大な影響を及ぼす事
項（取締役または使用人の行為が、法令等に違反するおそれがあり、または、著しい損
害が発生するおそれがあると認められる場合における当該事項を含む。）および内部監
査状況を監査役に報告する。
 - ・ 当社子会社の取締役、監査役および使用人は、当該子会社、その取締役または使用人の
行為が、法令等に違反するおそれがあり、または、著しい損害が発生するおそれがある
と認められるときには、当該事項について、「連結子会社管理規程」に定める報告を行
うほか、直ちに当社の監査役に報告するものとする。
 - ・ 監査役に報告をした者は、その報告したことを理由として、人事上その他一切の点にお
いて不利益な取扱いを受けない。
- ⑧監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行
について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役は当社に対し、その職務の執行について生ずる費用の前払、支出した費用の償還ま
たは負担した債務の弁済等の請求を行うことができ、当社は、速やかにこれに応じる。
- ⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役は、取締役会の出席に加え、四半期毎に代表取締役との意見交換を行う。
 - ・ 半期毎に監査役、会計監査人、監査室の3組織による意見交換をする会議を行う。
 - ・ 監査役は、半期毎に各業務担当取締役および重要な使用人に対してヒヤリングを実施す
る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、体制整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は、以下のとおりです。

①コンプライアンスについて

法規遵守委員会を2回開催し、グループ各社のコンプライアンス施策の実施状況および改善状況の調査・監督を行いました。また、グループ各社の役職員を対象にコンプライアンス研修を継続的に実施し、コンプライアンスに対する意識向上に努めました。

②リスク管理について

総合リスクマネジメント委員会において、グループ全体のリスクの洗い出しや分析・評価、対策の進捗状況の確認を行い、総合的なリスクの把握・管理をいたしました。

③業務監査について

監査室は、グループ各社の内部監査を実施し、取締役会および監査役会に対し、それぞれ年2回の定期報告と年1回の内部統制状況報告を行いました。

④子会社の経営管理について

「連結子会社管理規程」に基づき、子会社の業務執行状況について月次報告を受けました。また、国内連結子会社連絡会議を3回開催し、経営状況・財務状況等について必要な報告を受け、経営状況の管理・監督を行いました。

⑤取締役の職務執行について

当事業年度において取締役会を15回開催し、法令、定款および取締役会規程に定められた経営上重要な事項の決定および各取締役の業務執行の監督を行いました。

⑥監査役の職務執行について

当事業年度において監査役会を12回開催し、取締役会をはじめとした重要な会議への出席を通じて、取締役の業務執行の監査を行いました。また、半期毎に、監査室および会計監査人と情報交換を行い、相互の連携を図りました。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
〔資産の部〕		〔負債の部〕	
流動資産	48,867,312	流動負債	28,083,962
現金及び預金	14,207,006	支払手形及び買掛金	16,836,244
受取手形及び売掛金	22,774,907	短期借入金	7,186,504
商品及び製品	5,708,516	1年以内返済予定の長期借入金	502,435
仕掛品	490,340	リース債務	19,933
原材料及び貯蔵品	4,326,334	未払費用	941,882
前払費用	321,545	未払法人税等	457,872
短期貸付金	4,460	未払消費税等	227,376
繰延税金資産	403,630	賞与引当金	610,062
その他	785,519	役員賞与引当金	29,200
貸倒引当金	△154,949	その他	1,272,451
固定資産	35,290,176	固定負債	9,326,687
有形固定資産	25,790,011	社債	4,000,000
建物及び構築物	7,688,889	長期借入金	2,886,697
機械装置及び運搬具	7,542,407	リース債務	14,701
土地	6,470,110	繰延税金負債	882,230
リース資産	23,900	退職給付に係る負債	1,093,272
建設仮勘定	3,557,754	その他	449,784
その他	506,949	負債合計	37,410,649
無形固定資産	3,537,392	〔純資産の部〕	
ソフトウェア	2,160,457	株主資本	38,161,544
リース資産	5,410	資本金	8,514,018
のれん	675,115	資本剰余金	6,562,944
その他	696,409	利益剰余金	25,026,282
投資その他の資産	5,962,772	自己株式	△1,941,701
投資有価証券	4,509,526	その他の包括利益累計額	1,952,864
長期貸付金	7,928	その他有価証券評価差額金	1,701,299
退職給付に係る資産	334,377	為替換算調整勘定	856,000
繰延税金資産	595,303	退職給付に係る調整累計額	△604,435
その他	519,968	非支配株主持分	6,632,430
貸倒引当金	△4,332	純資産合計	46,746,839
資産合計	84,157,489	負債・純資産合計	84,157,489

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		90,589,081
売上原価		74,439,165
売上総利益		16,149,915
販売費及び一般管理費		11,065,113
営業利益		5,084,802
営業外収益		
受取利息及び配当金	158,596	
その他の	94,359	252,955
営業外費用		
支払利息	110,657	
為替差損	284,556	
その他の	10,830	406,045
経常利益		4,931,712
特別利益		
固定資産売却益	3,995	
投資有価証券売却益	6,038	10,034
特別損失		
固定資産売却及び除却損	51,937	
減損損失	555,339	607,277
税金等調整前当期純利益		4,334,470
法人税、住民税及び事業税	1,517,345	
法人税等調整額	△933,718	583,626
当期純利益		3,750,843
非支配株主に帰属する当期純利益		1,268,843
親会社株主に帰属する当期純利益		2,482,000

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書
 (平成27年 4 月 1 日から
 平成28年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 剩 余 本 金	利 剩 余 益 金	自 株 己 式	株 主 資 本 計
当期首残高	8,514,018	6,545,430	23,152,869	△1,960,025	36,252,293
当期変動額					
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		10,550			10,550
剰余金の配当			△599,172		△599,172
親会社株主に帰属する当期純利益			2,482,000		2,482,000
自己株式の取得				△203	△203
自己株式の処分		6,962		18,527	25,490
その他			△9,414		△9,414
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	17,513	1,873,413	18,323	1,909,250
当期末残高	8,514,018	6,562,944	25,026,282	△1,941,701	38,161,544

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産計 合
	その他の 有価証券 評価差額金	為替換算定 調整勘定	退職給付に 係る調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	2,272,399	1,388,454	△453,433	3,207,420	5,763,971	45,223,685
当期変動額						
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						10,550
剰余金の配当						△599,172
親会社株主に帰属する当期純利益						2,482,000
自己株式の取得						△203
自己株式の処分						25,490
その他						△9,414
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△571,099	△532,454	△151,001	△1,254,555	868,458	△386,096
当期変動額合計	△571,099	△532,454	△151,001	△1,254,555	868,458	1,523,154
当期末残高	1,701,299	856,000	△604,435	1,952,864	6,632,430	46,746,839

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
〔資産の部〕		〔負債の部〕	
流動資産	27,569,502	流動負債	15,175,006
現金及び預金	8,307,431	支払手形	1,972,451
受取手形	3,721,102	買掛金	8,082,129
売掛金	11,512,816	設備関係支払手形	265,704
商品及び製品	1,616,154	短期借入金	3,150,000
仕掛品	185,590	1年以内返済予定の長期借入金	343,755
原材料及び貯蔵品	1,321,533	リース負債	4,423
前払費用	87,316	未払金	138,247
短期貸付金	4,260	未払費用	511,539
繰延税金資産	210,572	賞与引当金	475,576
その他の他	690,618	役員賞与引当金	29,200
貸倒引当金	△87,894	その他	201,979
固定資産	28,516,514	固定負債	4,495,734
有形固定資産	10,787,842	社債	4,000,000
建物及び構築物	3,756,923	長期借入金	151,407
機械装置	2,184,494	リース負債	4,777
車両運搬具	12,479	退職給付引当金	45,848
工具器具備品	300,957	資産除去債務	154,839
土地	4,525,905	債務保証損失引当金	9,086
リース資産	3,080	長期未払金	129,774
建設仮勘定	4,000	負債合計	19,670,740
無形固定資産	2,027,076	〔純資産の部〕	
ソフトウェア	2,006,760	株主資本	34,749,562
リース資産	5,410	資本	8,514,018
その他	14,905	資本剰余金	6,552,393
投資その他の資産	15,701,596	資本準備金	6,532,977
投資有価証券	4,351,170	その他資本剰余金	19,415
関係会社株式	8,148,831	利益剰余金	21,624,851
関係会社出資金	1,966,106	利益準備金	1,107,369
従業員に対する長期貸付金	5,436	その他利益剰余金	20,517,482
前払年金費用	731,899	特別償却準備金	69,246
繰延税金資産	112,495	固定資産圧縮積立金	318,582
その他の他	387,667	別途積立金	12,000,000
貸倒引当金	△2,012	繰越利益剰余金	8,129,653
資産合計	56,086,016	自己株式	△1,941,701
		評価・換算差額等	1,665,712
		その他有価証券評価差額金	1,665,712
		純資産合計	36,415,275
		負債・純資産合計	56,086,016

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成27年 4 月 1 日から
平成28年 3 月31日まで）

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		39,551,600
売 上 原 価		33,075,678
売 上 総 利 益		6,475,921
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,632,674
営 業 利 益		843,247
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,064,435	
そ の 他	228,473	1,292,908
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	28,174	
為 替 差 損	179,643	
貸 与 資 産 減 価 償 却 費	109,467	
そ の 他	6,534	323,820
経 常 利 益		1,812,335
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	6,038	6,038
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 及 び 除 却 損	38,211	
減 損 損 失	555,339	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	183,238	
債 務 保 証 損 失 引 当 金 繰 入 額	9,086	785,875
税 引 前 当 期 純 利 益		1,032,498
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	326,361	
法 人 税 等 調 整 額	△962,914	△636,552
当 期 純 利 益		1,669,051

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		
						特別償却準備金	固定資産圧縮積立金	別途積立金
当期首残高	8,514,018	6,532,977	12,452	6,545,430	1,107,369	84,369	362,596	12,000,000
当期変動額								
剰余金の配当								
当期純利益								
自己株式の取得								
自己株式の処分			6,962	6,962				
特別償却準備金の取崩						△15,122		
固定資産圧縮積立金の取崩							△44,014	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	6,962	6,962	－	△15,122	△44,014	－
当期末残高	8,514,018	6,532,977	19,415	6,552,393	1,107,369	69,246	318,582	12,000,000

	株 主 資 本				評 価 ・ 換 算 等	純資産合計
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	
	その他利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計				
	繰 越 利 益 剰 余 金					
当期首残高	7,000,637	20,554,972	△1,960,025	33,654,396	2,251,558	35,905,954
当期変動額						
剰余金の配当	△599,172	△599,172		△599,172		△599,172
当期純利益	1,669,051	1,669,051		1,669,051		1,669,051
自己株式の取得			△203	△203		△203
自己株式の処分	－	－	18,527	25,490		25,490
特別償却準備金の取崩	15,122	－		－		－
固定資産圧縮積立金の取崩	44,014	－		－		－
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					△585,845	△585,845
当期変動額合計	1,129,015	1,069,879	18,323	1,095,166	△585,845	509,320
当期末残高	8,129,653	21,624,851	△1,941,701	34,749,562	1,665,712	36,415,275

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成28年5月9日

リケンテクノス株式会社
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 崎 隆 浩 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 賀 谷 浩 志 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、リケンテクノス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リケンテクノス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成28年5月9日

リケンテクノス株式会社
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山 崎 隆 浩 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 賀 谷 浩 志 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、リケンテクノス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第87期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第87期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、主要な事業所及び子会社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月13日

リケンテクノス株式会社 監査役会

常勤監査役 工 藤 紳 悦 ㊞

常勤監査役 佐 藤 良 一 ㊞

社外監査役 早 川 貴 之 ㊞

社外監査役 中 村 重 治 ㊞

(注) 監査役 早川貴之及び監査役 中村重治は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

〈株主総会会場ご案内図〉

会場

東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号 日本橋室町野村ビル（YUITO）
「野村コンファレンスプラザ日本橋」6階大ホール

※株主総会終了後、5階大ホールにおいて株主懇親会の開催を予定しておりますので、併せてご出席くださいますようお願い申し上げます。



交通のご案内

地下鉄	東京メトロ銀座線・半蔵門線	「三越前」駅（A9出口直結）
	東京メトロ銀座線・東西線	「日本橋」駅（B12出口）徒歩7分
JR線	総武本線	「新日本橋」駅より 地下通路にて東京メトロ「三越前」駅方面へ（A9出口直結）
	各線	「神田」駅（南口）徒歩7分